

「北海道日高高等学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定 令和 6 年 9 月改正

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）、北海道いじめの防止等に関する条例及び日高町いじめ防止基本方針に基づき、北海道日高高等学校のすべての生徒が、安心・安全感を土台として充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なわれるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

なお、個々の行為が「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた生徒の立場にたって行ないます。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

- 「生徒の心が満たされていれば”いじめ”はなくなる」
- 「”いじめ”はゆるされない行為であり、いじめる生徒側に問題がある」
- 「ささいに見える行為であっても、行為を受けている生徒側が”いじめ”と感じる行為は”いじめ”である」

との視点に立ち、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。生徒間のいじめが発生しない信頼関係に基づく望ましい集団づくりを目指して全ての教育活動を行ないます。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、生徒指導主事、関係担任、関係教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織(いじめ防止対策委員会)を設置します。ただし、小規模校である本校の実態から基本的に全教職員で対応します。その他、必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者の参加を検討します。

4 いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組 【別表】

5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに日高町教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者等からいじめにより、重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報します。

6 保護者等への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者等に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者等に対する支援、いじめを行った生徒の保護者等に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的観点に配慮し、自らの行為に対する理解を促しながら健全な人間関係を育むことができるよう指導していきます。

8 学校評価の実施等

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

【別表】いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組

項目	生徒に直接かかわる取組	保護者等・地域との連携と教職員の取組	
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止のための啓発活動 (生徒会によるいじめについて考える時間、いじめ基本方針の周知及びアンケートの実施等) ○生徒間の信頼関係構築のための集団体験活動 (学校祭等の行事、HR活動等) ○あらゆる場面での発達支持的生徒指導 (生命(いのち)の安全教育、自己肯定感を高める活動、情報リテラシーやマナーの指導、互いの違いを認め合い、支え合う活動等) ○ボランティア活動の実施 (高寿園訪問) ○多様な背景を持つ生徒への適切な支援 ○総合的な探究を通した地域との交流 ○定期的な個人面談の実施(年3回以上、随時) ○スクールカウンセラーと連携した心の健康教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒理解に関する校内研修やPTA研修の実施 ○保護者等面談などにおける豊かな心を育む家庭教育のための協力と支援、助言 ○学校だよりやホームページでの取組の紹介と協力要請 ○多様な背景を持つ生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援の実施 ○生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の適応感などを把握する調査ツールを活用した教員間の生徒理解の推進 	
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT端末を活用したいじめアンケートの実施 (年2回以上、随時) ○教育相談の実施 ○日常的な生徒の観察と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭からの相談窓口設定と情報発信 ○電話等での日常的な教育懇談の実施 ○産業学習職員や地域からの情報収集 	
いじめの早期対応	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な初期対応と安全の確保 ○本人及び周囲からの聞き取りによる、身体的精神的な被害の把握 ○教員による巡回など、被害の拡大・継続を抑制する体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による、肉体的、心的ストレス両面の緩和と根本的解決 	
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・暴力は許されないという毅然とした対応 ○本人からの聞き取りによる、事実把握及び他の原因や背景(心理的ストレス、異質者への嫌悪感情、嫉妬感情、遊び感覚、ふざけ意識、金銭目的、被害者への回避感情)に関する状況把握 ○指導観点を明確にした特別な指導の実施 ○必要に応じ、関係機関(警察、児童相談所)との連携 	
暴力を止め	いじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○本人及び周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の把握 ○困り感への共感といじめから守ることの約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒を守る強い姿勢を見せ、傾聴し、事実及び心情の把握を行う ○問題解決に向けた学校方針への参加、理解、協力 ○生徒に安心感を与える言葉がけ

伴 わ な い い じ め	られ た 側	○教員による巡回など、被害の拡大・継続を抑制する体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による、心的ストレスの緩和と根本的解決	理解、協力 ○生徒に安心感を与える言葉かけ
	い じ め た 側	○いじめは許されないという毅然とした対応 ○本人からの聴き取りによる、事実把握及びその他の原因や背景（心理的ストレス、嫌悪感情、嫉妬感情、遊び感覚、ふざけ意識、金銭目的、被害者への回避感情）に関する状況把握 ○他を思いやる正しい人間関係についての指導 ○必要に応じ関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた生徒を守る対応への理解 ○冷静な事実確認と生徒への教育的配慮 ○被害生徒・保護者等への対応（謝罪・相互理解）
	直接関係がない生徒	○傍観はいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解 ○強い意志を持っていじめを見たら大人に通告することの大切さの指導 ○いじめられた生徒、いじめた生徒両者への理解と信頼関係修復への協力 ○いじめが発生しない仲間の在り方について考える	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者等に通告できるように指導 ○いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成
いじめの解消		○いじめに係る行為が止んでいるとの確認（期間は少なくとも3ヶ月を目安） ○面談等を通じて、心身の苦痛を感じていないことの確認 ○学校として、生徒に対して安全・安心を確保する	○面談等を通じて、心身の苦痛を感じていないことの確認 ○生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一と考え「絶対に守る」という気持ちを伝え安心させる

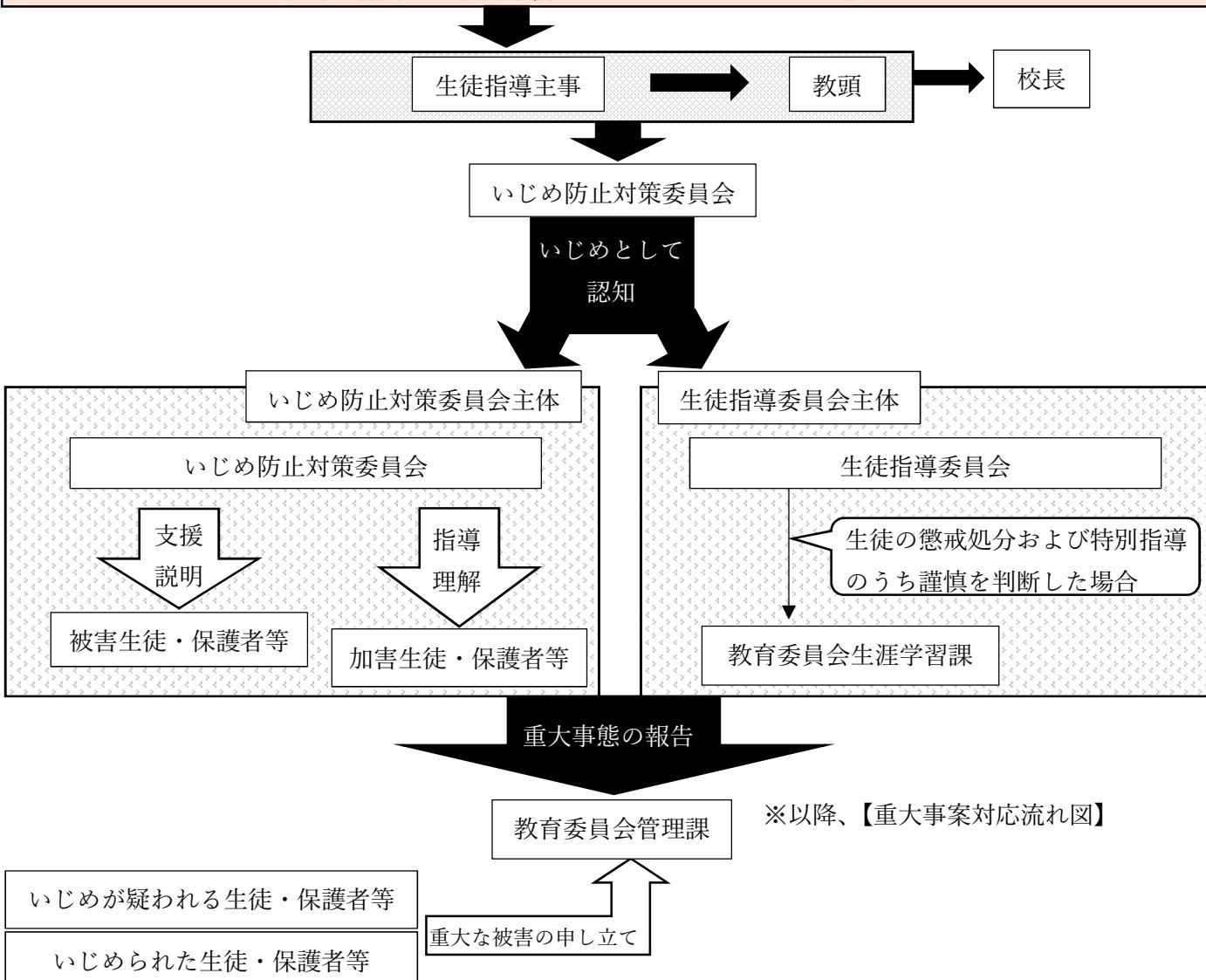
【いじめが疑われる事案発生時の対応フローチャート】

いじめが疑われる事案の発生

【発覚】当該生徒・保護者等からの訴え、学校の教職員等が発見、他生徒からの情報提供（アンケート、教育相談等）、他生徒の保護者等、産業学習G職員、地域、S.C.からの情報提供（懇談、電話連絡）

【主な態様】・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等



※いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとし対応する。

※重大事態

①生命、心身又は財産に重大な被害

自殺を企図（自殺を図った、図ろうとした）、身体への重大な傷害、金品等への重大な被害、精神性の疾患発症

②相当の期間学校を欠席

年間 30 日を目安 連続性がある場合はその限りにあらず

【重大事態対応流れ図】（日高町教育委員会策定より）

